

工業用水法

(昭和31年法律第146号)(令和4年法律第68号による改正)(令和7年6月1日施行)

e-Gov (法): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000146_20250601_504AC0000000068

e-Gov (施行令): <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332CO0000000142> (平成27年8月1日(基準日)現在のデータ)

e-Gov (施行規則): <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332M50000400022> (令和2年経済産業省・環境省令第5号による改正)

環境省 HP(工業用水法の施行について): <https://www.env.go.jp/hourei/09/000008.html>

「印刷産業における環境関連法規集(2022年度版)」p73。

この法律は、指定地域内に工業用井戸を設置する際に適用を受ける法律です。井戸がなかったり、井戸があっても指定地域でなければ適用をうけません。設置許可を得た井戸は変更届(第7条、第9条)、承継届(第10条)、廃止届(第11条)が必要です。指定地域は、「印刷産業における環境関連法規集(2022年度版)」p巻-7巻末資料9「指定地域(工業用水法)」を参照してください。また、国立環境研究所 HP でも確認ができます(https://tenbou.nies.go.jp/gis/regulation/?map_mode=regulation&disp_type=water_kisei_yousui)。

条項	条文	種類
第1条	(目的) この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。	目的
第3条第1項	(許可) 政令 ^{解釈上の注釈1} で定める地域(以下「指定地域」という。)内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にあつては、指定都市の長。第3項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。 (解釈上の注釈1)施行令第1条。施行令別記の地域。「印刷産業における環境関連法規集(2022年度版)」p巻-7巻末資料9「指定地域(工業用水法)」参照。	義務 (1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金)
第4条第1項	(許可の申請) 前条第1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出 ^{解釈上の注釈2} しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 井戸の設置の場所 三 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積 (解釈上の注釈2)施行規則第3条第1項。施行規則様式第1と規定	義務 (罰則無し)
第4条第2項	前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他経済産業省令 ^{解釈上の注釈3} 、環境省令 ^{解釈上の注釈3} で定める書類を添附しなければならない。 (解釈上の注釈3)施行規則第3条第2項。構造図、設置場所図面、井戸使用計画書、他の水源代替が著しく困難な説明書類で、正確な引用省略。	義務 (罰則無し)